

(変更1回) 契 約 変 更 の 内 容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 0 日
契 約 業 者 名	三井共同建設コンサルタント株式会社 広島営業所
契 約 業 者 の 住 所	広島県広島市中区上八丁堀 8 番 2 3 号
業 務 の 名 称	鳥取港港湾施設整備効果検討業務
業 務 場 所	中国地方整備局境港湾・空港整備事務所指定の場所
業 務 区 分	建設コンサルタント等業務
業 務 概 要 (変 更 し た 内 容)	労務単価の改定
履 行 期 間 (自)	令和 8 年 3 月 3 日
履 行 期 間 (至)	令和 9 年 1 月 2 9 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 4 , 2 6 7 , 0 0 0 円 (税 込 み)
変 更 金 額	6 4 4 , 0 8 7 円 (税 込 み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 4 , 9 1 1 , 0 8 7 円 (税 込 み)
変 更 理 由	別紙変更理由書のとおり

変 更 理 由 書

1. 業 務 名 鳥取港港湾施設整備効果検討業務
2. 履 行 期 間 令和8年3月3日～令和9年1月29日
3. 業 務 料 当 初 14,267,000
4. 変 更 理 由

本業務は、鳥取港千代地区防波堤整備事業の整備効果検討を行うものであるが、今般、以下の理由により設計図書を変更する必要が生じた。

1) 業務契約書第60条による業務料の変更

本業務は、令和8年3月3日付けをもって 三井共同建設コンサルタント株式会社 広島営業所 所長 北川 佳代子と契約締結したところであるが、令和8年3月から適用する「公共工事設計労務単価」の改定に伴い、今般、業務契約書第60条による業務料の変更の協議について請求があり、協議の結果、変更を行う。